



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

〈LT 会速報〉外国人個人所得税基礎控除額

皆様既にご存じの通り、「中国個人所得税法」の改正に関する決定が6月30日、第11回全国人民代表大会常務委員会第21回会議の審議を通過した。同法律に基づく、毎月の給与所得から3,500元(これまで2,000元)を差し引いた残高を課税対象額とし、超過累進税率を適用し、税率は3%-45%となる。改正後の税法は、2011年9月1日から施行される。

懸念となった外国人の基礎控除額については、現在は2,000元の控除額+2,800元の付加控除費用で合計4,800元だったのが、先日個人所得税实施条例が改正され、公表された。同条例第29条に基づき、2011年9月1日から、外国人付加控除費用がこれまでの2,800元から1,300元まで引き下げた。そのため、外国人の基礎控除額は3,500元+1,300元合計 **4,800元**で変わらない。

調整後の7段階超過累進税率を参考のため、以下の通り添付します。

9月1日以降の調整後の7段階超過累進税率		
毎月の課税対象額	税率%	速算控除額(人民币元)
毎月の課税対象額が1500元以下	3%	0
毎月の課税対象額が1501元以上、4500元以下	10%	105
毎月の課税対象額が4501元以上、9000元以下	20%	555
毎月の課税対象額が9001元以上、35000元以下	25%	1005
毎月の課税対象額が35001元以上、55000元以下	30%	2755
毎月の課税対象額が55001元以上、80000元以下	35%	5505
毎月の課税対象額が80001元以上	40%	13505